

岸和田市徴収対策指針

～債権管理の適正化のために～

令和3年3月（改訂版）

岸和田市徴収対策連絡会議

は じ め に

本指針は、徴収に関する基本的な取扱いを示したものである。収納率を向上させていくためには、初期段階から適切に対応していく必要があり、個々の債権に応じた取扱いを整理していく必要がある。法的措置を伴う強制執行や債権放棄など今後検討していかなければならない課題もあるが、本指針を基本として、岸和田市の徴収体制の充実を図っていくものとする。

今後も連絡会議において各部局の取組状況や意見を集約するとともに、民間のノウハウの活用も含めて、効果的・効率的な徴収体制の在り方について検討していくものとする。

目次

I	徴収体制の整備	- 1 -
1.	重点的事項	- 1 -
(1)	期限内納付の徹底	- 1 -
(2)	職員の専門性の向上と滞納整理の強化	- 1 -
(3)	法的措置等回収の強化	- 1 -
(4)	債権の整理	- 1 -
(5)	納付機会の拡大	- 1 -
(6)	各部署間の連携	- 1 -
2.	管理体制	- 2 -
(1)	管理	- 2 -
(2)	連絡会議	- 2 -
II	強制徴収公債権の債権管理の流れ	- 3 -
1.	回収の強化	- 3 -
(1)	督促	- 3 -
(2)	催告	- 3 -
2.	滞納処分等の実施	- 4 -
(1)	財産調査	- 4 -
(2)	差押え	- 4 -
(3)	参加差押え	- 4 -
(4)	交付要求	- 4 -
(5)	滞納処分の執行停止	- 5 -
(6)	履行期限の繰上げ（繰上徴収・繰上請求）	- 5 -
3.	債権の整理	- 5 -
(1)	消滅時効	- 5 -
(2)	不納欠損処理	- 5 -
4.	時効の更新及び完成猶予	- 6 -
5.	強制徴収公債権管理フロー	- 8 -
III	非強制徴収公債権の債権管理の流れ	- 9 -
1.	回収の強化	- 9 -
(1)	督促	- 9 -
(2)	催告	- 9 -
(3)	履行延期の特約等	- 9 -
2.	強制執行等の実施	- 10 -
(1)	財産調査	- 10 -
(2)	債務名義の取得	- 10 -
(3)	強制執行	- 10 -

(4) 債権の申出、配当の要求	- 11 -
(5) 履行期限の繰上げ	- 11 -
3. 債権の整理	- 11 -
(1) 徴収停止	- 11 -
(2) 債務の免除	- 11 -
(3) 消滅時効	- 11 -
(4) 債権放棄	- 12 -
(5) 不納欠損処理	- 12 -
4. 時効の更新及び完成猶予	- 12 -
5. 非強制徴収公債権管理フロー	- 13 -
IV 私債権の債権管理の流れ	- 14 -
1. 回収の強化	- 14 -
(1) 督促	- 14 -
(2) 催告	- 14 -
(3) 履行延期の特約等	- 14 -
2. 強制執行等の実施	- 14 -
(1) 財産調査	- 14 -
(2) 債務名義の取得	- 15 -
(3) 強制執行	- 15 -
(4) 債権の申出、配当の要求	- 15 -
(5) 履行期限の繰上げ	- 16 -
3. 債権の整理	- 16 -
(1) 徴収停止	- 16 -
(2) 債務の免除	- 16 -
(3) 消滅時効	- 16 -
(4) 債権放棄	- 16 -
(5) 不納欠損処理	- 17 -
4. 時効の更新及び完成猶予	- 17 -
5. 私債権管理フロー	- 18 -
岸和田市債権管理ガイドライン	- 19 -
岸和田市徴収対策連絡会議設置要綱	- 23 -

I 徴収体制の整備

1. 重点的事項

徴収率向上に向け、次の取組みを重点的に推進する。

(1) 期限内納付の徹底

滞納を発生させないため、コールセンター等との連携や、口座振替の勧奨や広報による啓発を行うなど納期内納付の徹底を図る。

(2) 職員の専門性の向上と滞納整理の強化

納税課を中心とした専門研修の実施により、職員の専門性を向上させるとともに、滞納額、滞納の理由、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況等を勘案した効果的・効率的な債権回収方法を選択する。

特に、生活困窮者及び行方不明者については、十分な調査を行った上で、徴収停止や履行期限の延長の特約等、法令に基づき適切に対応するとともに、多重債務等（※1）の問題を把握した場合においては、市民相談室における相談対応など適切な処置を講じる。

(3) 法的措置等回収の強化

強制徴収公債権（市税及び市税以外の債権のうち、公法上の理由により発生する債権で、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの。）については、納付資力があるにも関わらず、自主的に納付しようとしなない滞納者を中心に法的措置を実施する。

非強制徴収公債権（公法上の理由により発生する債権であるが、国税又は地方税の例により処分することができないもの。）及びその他の私債権（私法上の原因に基づいて発生する債権。）の回収にあたっては、支払督促（※2）や少額訴訟（※3）などにより債務名義を取得する必要がある（140万円未満の訴えの提起に関しては「市長の専決処分事項に関する条例」に基づき市長専決で実施することが可能。）。

なお、公営企業の債権に関して債務名義を取得するにあたっては、地方公営企業法第40条の規定により議会の議決を要しない。

(4) 債権の整理

時効期間の満了により絶対的に権利が消滅した強制徴収公債権や非強制徴収公債権については、適切に不納欠損処理を行う。

また、平成30年4月1日に施行された岸和田市債権管理条例に基づき、適切に債権管理を実施したうえで、回収の見込みがない非強制徴収公債権及び私債権については放棄の是非を検討する。

(5) 納付機会の拡大

現在行われている金融機関窓口及び口座振替での納付に加え、徴収率の向上と市民サービスの利便性の向上を図るため、スマホ収納等の新たな納付方法の導入について検討を進める。

上下水道局においては、他の市の債権との納付機会の格差が過大とならないよう一般部局における検討の進捗に合わせ、適切に納付方法の拡大を図ることとする。

(6) 各部署間の連携

コールセンター等の民間活力や納税課債権管理担当との連携等により、徴収業務の強化

を図る。

※1 多重債務：複数の金融業者などから自らの返済能力を超えて借入れを行っている状態をいい、過払利息等の返還請求を行うことで債務者に過払利息等が返還される場合もある。弁護士や司法書士などの法律専門家による債務整理を図ることも多重債務者の救済には有効な手段となる。

※2 支払督促：民事訴訟法第 382 条～第 396 条の規定により、債権者の申立てに基づき債務者に金銭の支払等をするよう督促する簡易裁判所書記官の処分。
支払督促の申立の際は議会の議決は要しないが、債務者からの督促異議の申立てがあった時点で訴えの提起があったものとみなされる。地方公共団体が当事者となる訴えの提起は本来議決が必要であるが、市長の専決処分事項に関する条例（以下、専決処分条例）に基づき、1 件 140 万円未満の訴えの提起については、専決処分が可能である。また、支払督促後に和解を行う場合も本来議決が必要であるが、専決処分条例に基づき、1 件 200 万円未満であれば専決処分が可能である。

※3 少額訴訟：民事訴訟法第 368 条～381 条に規定がある 60 万円以下の金銭の支払について争う裁判制度。少ない費用と時間で滞納を解決する手段としては有効であるが、1 債権者が同じ裁判所に対して行える訴訟は 1 年間に 10 回までと回数制限が設けられている。少額訴訟の提起は、本来議決が必要であるが、専決処分条例に基づき専決処分が可能である（公営企業に係る債権は議決不要。）。

2. 管理体制

（1） 管理

債権の発生時においては、徴収簿の整理を適切に行うとともに、適正な管理のもと徴収実績及び不納欠損額の見込を把握すること。

（ガイドライン第 3 条 第 4 条）

（2） 連絡会議

連絡会議は、各債権についての適正な管理が行われているかを掌握するとともに、実績を向上させるための各所管課において設定された数値目標の達成に向けた取組みを支援すること。

（ガイドライン第 5 条）

Ⅱ 強制徴収公債権の債権管理の流れ

国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権であり、岸和田市においては、市税以外に国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金、道路法に基づく負担金等、学童保育負担金などが該当する。

※平成 26 年度までに発生した保育所保育料の債権は、強制徴収公債権に該当する。

1. 回収の強化

(1) 督促

納入義務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、期限を指定して納期限後 20 日以内に督促しなければならない。督促がなされない限り滞納処分の手続に入ることができないため、遅滞なく処理すること。

最初の督促による時効の更新は、民法第 97 条の規定により、督促状が相手方に到達した時からその効力を生ずることとなることから、納入義務者が居所不明の場合等には、公示送達の方法により督促を行うこと。

※ 地方自治法 231 条の 3 第 1 項 同法第 236 条第 4 項
地方税法第 18 条の 2 同法第 329 条 同法 331 条ほか
民法第 97 条 市財務規則第 38 条 ガイドライン第 6 条

① 審査請求

督促を行った場合に債務者から審査請求があったときは、議会への諮問が必要であり、諮問を受けて決定しなければならない。ただし、督促が個別法令の規定に基づいて行われる場合（市税、下水道受益者負担金、道路法に基づく負担金等）は、この限りでない。

議会は、諮問があった日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

※ 地方自治法第 231 条の 3 第 7 項及び第 8 項 ほか

② 延滞金

個別法律に延滞金を徴収する規定がある債権については、個別法律の規定により督促手数料及び延滞金を徴収することができるが、個別法律に規定されていない場合は、条例の規定によらなければ徴収できない。

※ 地方自治法第 231 条の 3 第 2 項

(2) 催告

法令等で義務付けられた手続ではなく催促行為であるが、自主納付を促すため、督促による納期限までに納入がない場合、速やかに文書（催告書）・電話・訪問等による支払請求を行うこと。

経済的に困窮している等の特別な事情により一括納入が困難な債務者について、催告時や納付相談等の機会を捉えてその状況把握に努め、分割納付などによる適切な措置を講じること。

催告を行った時から 6 か月を経過するまでの間は、時効は完成猶予される。時効の完成猶予中に催告を再度行っても、時効の完成猶予の効力は有しない。

※ 民法第 150 条

2. 滞納処分等の実施

(1) 財産調査

督促後もなお履行されない場合には、地方税法によって準用される国税徴収法において、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは滞納者の財産について差し押さえなければならないとされている。また、税以外の公課については、地方自治法の規定により督促状で指定した期限までに納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている。

督促や催告による自主納付の請求を行っても履行されない場合は、滞納処分手続に着手するため、債務者の財産状況を把握する必要がある。財産調査については、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金・生命保険等の調査を行うこと。

財産調査の結果、滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分を行うことでその生活を著しく窮迫させる等の恐れがある場合は、滞納処分の執行停止を検討すること。

なお、債務者が破産手続の開始決定を受けた場合においては、以後の滞納処分ができないことに留意すること。

※ 国税徴収法第 47 条 同法第 141 条 破産法第 43 条 ガイドライン第 8 条

(2) 差押え

財産を差し押さえたときは、速やかに換価し滞納に充てる手続をとること。また、滞納者が差押えの対象となる財産を複数所有している場合は、換価が容易なものから優先的に差押えを行うこと。

ただし、審査請求があった場合においては、その財産の価額が著しく減少する恐れがあるとき、又は審査請求をした者から別段の申出があるときを除き、その審査請求に対する裁決があるまで、換価をすることができない。

※ 地方自治法第 231 条の 3 国税徴収法第 47 条 地方税法第 19 条の 7

同法第 331 条第 1 項 同法第 334 条 同法第 373 条第 1 項 同法第 459 条第 1 項
ガイドライン第 8 条

(3) 参加差押え

滞納者の財産につき差押えをしようとした場合に、既に他の執行機関等（民事の差押等は除く）により滞納処分が行われているときは、その執行機関である行政機関等に対して参加差押書を交付することで参加差押えを行う。参加差押えは、差押えの執行機関に対して差押財産が換価されたときに配当を要求する手続であり、差押えの執行機関に換価権がある。

※ 国税徴収法第 86 条 同法第 87 条 同法第 88 条 ガイドライン第 8 条

(4) 交付要求

滞納者の財産について強制換価手続（滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続）が開始された場合は、執行機関に対して、交付要求をする。この場合、滞納処分については滞納処分の執行機関に、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続については裁判所に交付要求をする。

破産手続については、破産法第 148 条の規定に基づく「財団債権」（※ 4）は破産管財

人に、破産法第 97 条から第 99 条の規定に基づく「破産債権」(※5)については裁判所に交付要求をする。

※ 国税徴収法第 82 条 破産法第 97 条 同法第 98 条 同法第 148 条
ガイドライン第 8 条

(5) 滞納処分の執行停止

債務者が財産を有していない場合や、生活困窮者などで支払いが困難な場合等において、滞納処分ができない場合は、滞納処分の執行を停止することができることから、債務者の状況により適切に対応すること。

滞納処分の執行の停止状態が 3 年間継続すれば、納付義務が消滅することから、執行停止事由の解消等に対する留意が必要である。

※ 地方税法第 15 条の 7 第 1 項 ガイドライン第 8 条

(6) 履行期限の繰上げ(繰上徴収・繰上請求)

債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、納入義務者が担保を滅失させたときなど、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨を記載した納入通知書又は履行期限の繰上通知書により通知すること。強制換価手続における交付要求にあたっては、履行期限の繰上げができる事由に該当する納期限が未到来の債権について、その納期限を繰上げ、繰上げ後の納期限が到来した後に滞納分と合わせて交付要求を行うこと。

※ 地方税法第 13 条の 2 第 1 項 地方自治法施行令第 171 条の 3
ガイドライン第 7 条 国税通則法第 38 条第 1 項

※4 財団債権：破産手続によらないで破産財団(破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するもの。)から随時弁済を受けることができる債権。

※5 破産債権：破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しない債権。

3. 債権の整理

(1) 消滅時効

公債権については、他の法律に定めがあるものを除き、地方自治法の規定により、債権不行使の状態が 5 年間継続した場合は、時効により権利が消滅する。

時効期間が満了するまでに適切な徴収対策を講じること。

※地方自治法第 236 条第 1 項

(2) 不納欠損処理

徴収努力を行ったにもかかわらず、結果として徴収できない債権については、時効期間の満了や滞納処分の執行停止後 3 年を経過し徴収権が消滅したときは、徴収台帳から削除する等の適切な整理を行うこと。

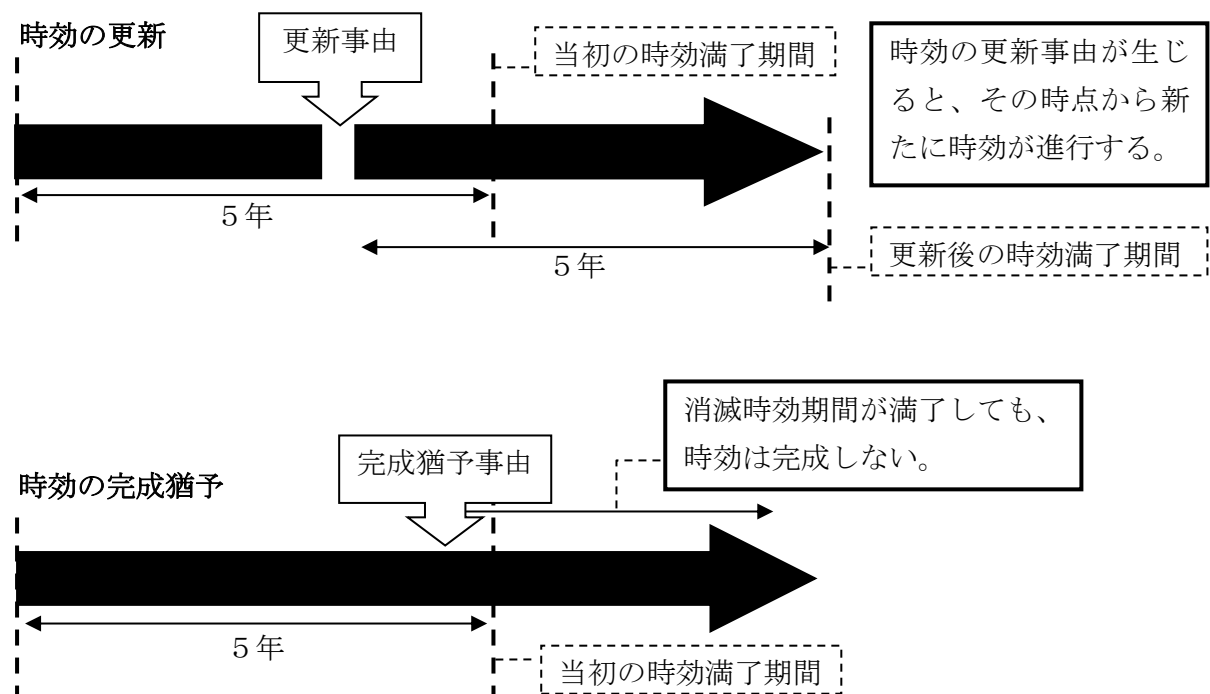
会計上の処理においては、不納欠損処理を行い、会計上の調定を減額すること。

4. 時効の更新及び完成猶予

時効の更新とは、時効期間が振り出しに戻り、新たに時効が進行することをいう。更新の事由には、督促状の送付、債務の承認、強制執行などがある。

また、時効の完成猶予とは、時効の完成が一定期間猶予されることをいう。時効の完成猶予中は時効が完成しないが、時効の進行自体は停止しない。完成猶予の事由には、催告、裁判上の請求、強制執行などがある。

【時効の更新と完成猶予のイメージ】



時効の完成猶予及び更新の事由は以下のとおり。

① 納付又は納入に関する告知（時効の完成猶予及び更新）

告知書に指定された納付又は納入に関する期限までの期間は時効の完成が猶予され、その期間が経過したときから新たに時効が進行する。

※地方税法第 18 条の 2 第 1 項第 1 号 地方自治法第 236 条第 4 項

② 督促状の送付（時効の完成猶予及び更新）

督促状の到達日（地方税においては督促状を発して 10 日を経過したとき）から新たに時効が進行する。

※地方税法第 18 の 2 第 1 項第 2 号 地方自治法第 236 条第 4 項

③ 交付要求、参加差押え

交付要求がされている期間は時効の完成が猶予され、強制換価手続終結の翌日から新たに時効が進行する。参加差押えについても交付要求行為であることから同様となる。

※ 地方税法第 18 条の 2 第 1 項第 3 号

④ 催告書の送付（時効の完成猶予）

催告書の到達の日から 6 ヶ月間は時効の完成が猶予される。ただし、催告によって時効期間満了による時効の完成が猶予されている間に催告書を送付した場合は、時効の完成猶予の効力は発生しない。

※ 民法第 97 条 同法第 150 条

⑤ 承認（時効の更新）

納付誓約書提出等の承認行為により、その翌日から新たに時効が進行する。

※ 民法第 152 条

⑥ 強制執行等（時効の完成猶予及び更新）

強制執行（差押え等）、担保権の実行、競売等があった場合にはその事由が終了するまでの間は、時効は完成しない。事由の終了後、新たに時効が進行する。

※ 民法第 148 条

⑦ 仮差押え又は仮処分

仮差押え及び仮処分については、その事由が終了した時から 6 か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。

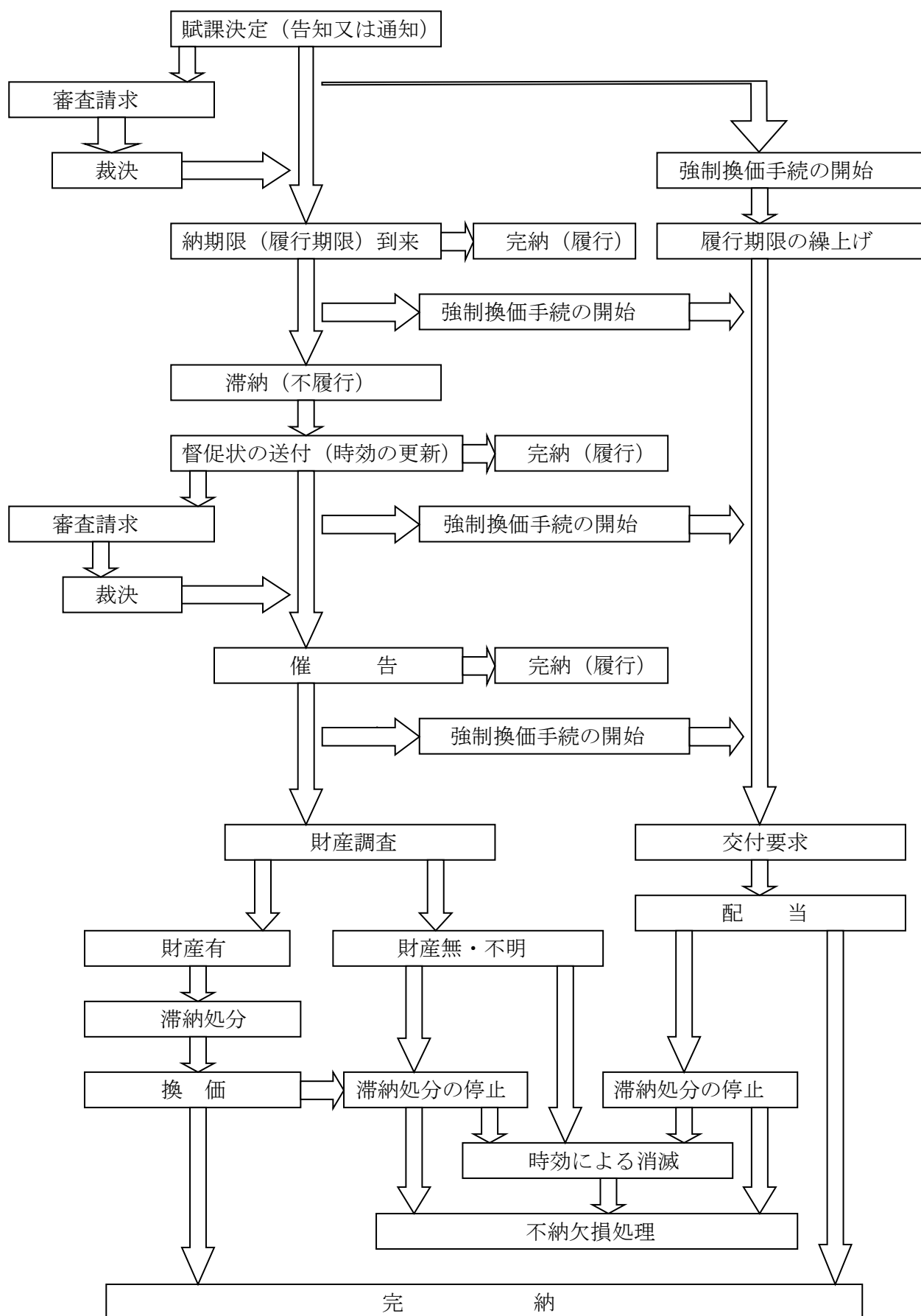
※ 民法第 149 条

⑧ 協議を行う旨の合意

権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたとき、時効の完成は猶予される。（協議合意から 1 年を経過するまで、定めた協議期間（1 年未満）を経過するまで、又は、協議続行拒絶の書面通知から 6 か月を経過するまでは、時効は完成しない。）

※ 民法第 151 条

5. 強制徴収公債権管理フロー



Ⅲ 非強制徴収公債権の債権管理の流れ

国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができない公債権であり、岸和田市においては、市営住宅使用料、幼稚園入園料・保育料、公立保育所の利用者負担（法改正により平成 27 年度から）、市立高等学校授業料、その他の公の施設の使用料などが該当する。

1. 回収の強化

(1) 督促

債務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、納期限後 20 日以内に督促しなければならない。

最初の督促による時効の更新は、民法第 97 条の規定により、督促状が相手方に到達した時からその効力を生ずることとなることから、債務者が居住不明の場合等には、公示送達の方法により督促を行うこと。

※ 地方自治法 231 条の 3 第 1 項 同法第 236 条第 4 項 民法第 97 条
市財務規則第 38 条 ガイドライン第 6 条

① 審査請求

督促を行った場合に債務者から審査請求があったときは、議会への諮問が必要であり、諮問を受けて決定しなければならない。

議会は、諮問があった日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

※ 地方自治法第 231 条の 3 第 7 項及び第 8 項

② 督促手数料及び延滞金

個別法律に延滞金を賦課徴収する規定がある債権については、これにより督促手数料及び延滞金を徴収することができるが、個別法律に規定されていない場合は、条例の規定によらなければ賦課徴収できない。

なお、本市においては、条例による規定はしていない。

※ 地方自治法第 231 条の 3 第 2 項 同法第 231 条の 3 第 4 項
地方税法第 20 条の 2

(2) 催告

法令等で義務付けられた手続ではなく催促行為であるが、自主納付を促すため、督促による納期限までに納入がない場合、速やかに文書（催告書）・電話・訪問等による支払請求を行うこと。

経済的に困窮している等の特別な事情により一括納入が困難な債務者について、催告時や納付相談等の機会を捉えてその状況把握に努め、分割納付などによる適切な措置を講じること。

※ 民法第 150 条

(3) 履行延期の特約等

債務者が生活困窮等の理由により、その債務の履行が困難な場合は履行延期の特約等適切な対応を行うこと。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 6 市財務規則第 146 条 ガイドライン第 12 条

2. 強制執行等の実施

(1) 財産調査

督促をしてもなお履行されない場合は、徴収停止や強制執行手続の検討を進める必要があるが、財産調査については、根拠法令がないことから、住民票・戸籍謄本の確認等の限られた調査しか行えないので注意すること。

※ 強制執行認諾文言付きの公正証書を締結するなど、債務名義を取得している場合は民事執行法に基づく財産開示手続をすることが可能。

※ 民事執行法第 197 条 同法第 205 条 同法第 206 条 同法第 207 条

(2) 債務名義の取得

債務名義とは、債務の存在を公に証明した文書のことであり、滞納処分規定のない債権の強制執行に当たっては、債務名義の取得が必要となる。

債務名義の取得には、公正証書による取得の方法もあるが、ほとんどの場合は、下記により債務名義の取得を行い、裁判所による回収手続を行うこととなる。

※ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号 地方自治法施行令第 171 条の 2

民事執行法第 22 条 市財務規則第 145 条 市長の専決処分に関する条例
ガイドライン第 9 条

① 支払督促による債務名義の取得

※ 民事訴訟法第 383 条

② 少額訴訟による債務名義の取得

※ 民事訴訟法第 368 条

③ 訴えの提起による債務名義の取得

金銭の支払を目的とする場合は、140 万円以下は、簡易裁判所へ、140 万円超は、地方裁判所へ訴えの提起を起こすことで債務名義を取得する。

※住宅使用料については、別途、明渡し請求訴訟を行うこと。

※140 万円未満の債権回収に係る訴えの提起は、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、専決処分することができる。

※民事訴訟法第 133 条

(3) 強制執行

担保の付されている債権については、担保の処分、競売その他担保権の実行の手続をとること。また、債務名義を取得した債権にあつては、裁判所に強制執行を申し立てることとなる。

ただし、徴収停止や履行延期の処分等を行う場合その他特別の事情があると認められる場合は執行しないこと。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 2 市財務規則第 145 条 ガイドライン第 9 条

① 不動産への執行

※ 民事執行法第 43 条

② 債権への執行

※ 民事執行法第 143 条

③ 動産への執行

※ 民事執行法第 122 条

(4) 債権の申出、配当の要求

債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、裁判所に対して債権の届出を行うこと。なお、債務者の財産について担保権の実行としての競売があったとき、強制競売の開始決定あるいは、差押があったときは、裁判所に対して配当の要求を行うこと。

ただし、配当の要求は、強制執行を実施することができる執行文の付された債務名義の正本を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び不動産担保権の一般の先取特権を有することを証明した債権者に限定されていることに留意すること。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 4 民事執行法第 25 条 同法第 51 条
同法第 181 条第 1 項 ガイドライン第 10 条

(5) 履行期限の繰上げ

債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、債務者が担保を滅失させたときなど、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨を記載した納入通知書又は履行期限の繰上通知書により通知すること。この場合、納期限の未到来のものがあればその納期限を繰上げ、繰上げ後の納期限が到来した後に滞納分と合わせて債権の申出等を行うこと。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 3 ガイドライン第 7 条

3. 債権の整理

(1) 徴収停止

その他の債権について、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、地方自治法施行令に規定する事由に該当し、かつ、その債権を履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。この場合において、その該当事由が止んだ場合には、徴収停止の措置を撤回する必要があることに留意すること。

徴収停止は債権の消滅ではなく、債権を消滅させるには、権利の放棄の措置をとるか、時効によらなければならない。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 5 ガイドライン第 11 条

(2) 債務の免除

履行期限の延長の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債務を免除することができる。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 7

(3) 消滅時効

公債権については、他の法律に定めがあるものを除き、地方自治法の規定により、債権不行使の状態が 5 年間継続する場合は、時効により権利が消滅する。

時効期間が満了するまでに適切な徴収対策を講じること。

※ 地方自治法第 236 条 ガイドライン第 14 条第 1 項

(4) 債権放棄

徴収が困難な非強制徴収公債権は、岸和田市債権管理条例第6条の規定に基づき、一定の条件のもと放棄することができる。あくまで、徴収が事実上不可能もしくは極めて困難な場合に限り債権放棄が可能であり、徴収の可能性のある債権をむやみに放棄することのないよう、条例の趣旨を十分に理解したうえで取り組むこと。

※ 岸和田市債権管理条例第6条

(5) 不納欠損処理

徴収努力をしたにもかかわらず、結果として徴収できない債権については、時効期間の満了後、徴収台帳から削除する等の適切な整理を行うこと。

会計上の処理においては、不納欠損処理を行い、会計上の調定を減額すること。

※ 市財務規則第40条 ガイドライン第14条第1項

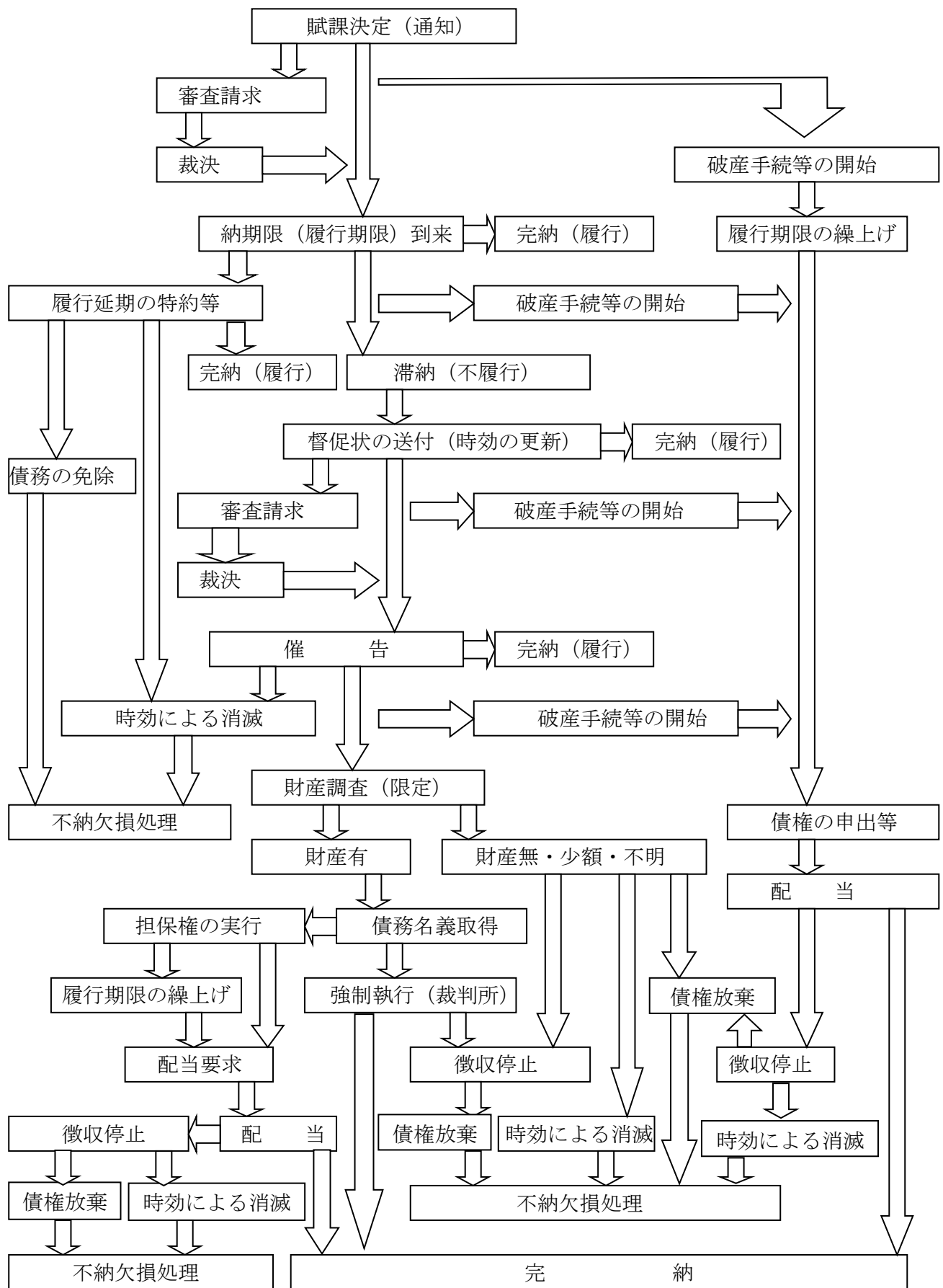
4. 時効の更新及び完成猶予

時効の更新とは、時効期間が振り出しに戻り、新たに時効が進行することをいう。更新の事由には、督促状の送付、債務の承認、強制執行などがある。

また、時効の完成猶予とは、時効の完成が一定期間猶予されることをいう。時効の完成猶予中は時効が完成しないが、時効の進行自体は停止しない。完成猶予の事由には、催告、裁判上の請求、強制執行などがある。

※詳細は、P6 強制徴収公債権の「4. 時効の更新及び完成猶予」を確認のこと。

5. 非強制徴収公債権管理フロー



IV 私債権の債権管理の流れ

主として私法上の契約により発生する債権であり、岸和田市においては、水道使用料、病院診療費、各種貸付金などが該当する。私法上の契約以外の債権には、不当利得の返還請求権や不法行為に基づく賠償請求権などがある。

1. 回収の強化

(1) 督促

債務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、納期限後 20 日以内に督促しなければならない。

最初の督促による時効の更新は、民法第 97 条の規定により、督促状が相手方に到達した時からその効力を生ずることとなることから、債務者が居住不明の場合等には、公示送達の方法により督促を行うこと。

※ 240 条第 2 項 同法第 236 条第 4 項

地方自治法施行令第 171 条

民法第 97 条 市財務規則第 38 条 ガイドライン第 6 条

① 審査請求

私債権については、審査請求はできない。

② 遅延損害金

契約による遅延損害金の徴収ができる。

※ 民法第 415 条 同法第 419 条

(2) 催告

法令等で義務付けられた手続ではなく催促行為であるが、自主納付を促すため、督促による納期限までに納入がない場合、速やかに文書（催告書）・電話・訪問等による支払請求を行うこと。

経済的に困窮している等の特別な事情により一括納入が困難な納入義務者について、催告時や納付相談等の機会を捉えてその状況把握に努め、分割納付などによる適切な措置を講じること。

※ 民法第 150 条

(3) 履行延期の特約等

債務者が生活困窮等の理由により、その債務の履行が困難な場合は履行延期の特約等適切な対応を行うこと。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 6 市財務規則第 146 条 ガイドライン第 12 条

2. 強制執行等の実施

(1) 財産調査

督促をしてもなお履行されない場合は、徴収停止や強制執行手続の検討を進める必要があるが、財産調査については、根拠法令がないことから、住民票・戸籍謄本の確認等の限られた調査しか行えないので注意すること。

※強制執行認諾文言付きの公正証書を締結するなど、債務名義を取得している場合は民事執行法に基づく財産開示手続をすることが可能。

(2) 債務名義の取得

債務名義とは、債務の存在を公に証明した文書のことであり、滞納処分規定のない債権の強制執行に当たっては、債務名義の取得が必要となる。

債務名義の取得には、公正証書による取得の方法もあるが、ほとんどの場合は、下記により債務名義の取得を行い、裁判所による回収手続を行うこととなる。

ただし、下記による債務名義の取得については、支払督促を発する手続を除き、議会の議決が必要となることから、十分な検討が必要であること。

※ 地方自治法第96条第1項第12号 地方自治法施行例第171条の2
民事執行法第22条 市財務規則第145条
ガイドライン第9条

① 支払督促による債務名義の取得

※ 民事訴訟法第383条

② 少額訴訟による債務名義の取得

※ 民事訴訟法第368条

③ 訴えの提起による債務名義の取得

金銭の支払を目的とする場合は、140万円以下は、簡易裁判所へ、140万円超は、地方裁判所へ訴えの提起を起こすことで債務名義を取得する。

※ 民事訴訟法第133条

(3) 強制執行

担保の付されている債権については、担保の処分、競売その他担保権の実行の手続をとること。また、債務名義を取得した債権にあつては、裁判所に強制執行を申し立てることとなる。

ただし、徴収停止や履行延期の処分等を行う場合その他特別の事情があると認められる場合は執行しないこと。

※ 地方自治法施行例第171条の2 市財務規則第145条 ガイドライン第9条

① 不動産への執行

※ 民事執行法第43条

② 債権への執行

※ 民事執行法第143条

③ 動産への執行

※ 民事執行法第122条

(4) 債権の申出、配当の要求

債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、裁判所に対して債権の届出を行うこと。なお、債務者の財産について担保権の実行としての競売があつたとき、強制競売の開始決定あるいは、差押があつたときは、裁判所に対して配当の要求を行うこと。

ただし、配当の要求は、強制執行を実施することができる執行文の付された債務名義の正本を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び不動産担保権の一般の先取特権を有することを証明した債権者に限定されていることに留意すること。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 4 民事執行法第 25 条 同法第 51 条
同法第 181 条第 1 項 ガイドライン第 10 条

(5) 履行期限の繰上げ

債務者が破産手続の決定を受けたとき、債務者が担保を滅失させたときなど、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨を記載した納入通知書又は履行期限の繰上通知書により通知すること。この場合、納期限の未到来のものがあればその納期限を繰上げ、繰上げ後の納期限が到来した後に滞納分と合わせて債権の申出等を行うこと。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 3 ガイドライン第 7 条

3. 債権の整理

(1) 徴収停止

その他の債権について、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、地方自治法施行令に規定する事由に該当し、かつ、その債権を履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。この場合において、その該当事由が止んだ場合には、徴収停止の措置を撤回する必要があることに留意すること。

徴収停止は債権の消滅ではないため、債権を消滅させるには、権利の放棄の措置をとるか、時効によらなければならない。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 5 ガイドライン第 11 条

(2) 債務の免除

履行期限の延長の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債務を免除することができる。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 7 ガイドライン第 13 条

(3) 消滅時効

私債権については、時効期間の満了によっても、債務者からの時効の援用がない限り債権は消滅しない。

そのため、時効期間の満了後においても納入があれば収納できるが、回収が事実上不可能又は極めて困難な債権をいつまでも納入の受入可能な債権としておくことは、効率的な債権管理の妨げとなることから、債権管理条例に基づく権利放棄について検討する。

※ 民法第 145 条 地方自治法第 96 条第 10 項 ガイドライン第 14 条第 2 項
債権管理条例第 6 条

(4) 債権放棄

徴収が困難な私債権は、岸和田市債権管理条例第 6 条の規定に基づき、一定の条件のもと放棄することができる。あくまで、徴収が事実上不可能もしくは困難な場合に限り債権放棄が可能なものであり、徴収の可能性のある債権をむやみに放棄することのないよう、条例の趣旨を十分に理解したうえで取り組むこと。

※ 岸和田市債権管理条例第6条

(5) 不納欠損処理

徴収努力をしたにもかかわらず、結果として徴収できない債権については、時効期間の終了後においても、徴収台帳等により管理しなければならない。

徴収の権利が消滅した債権については、不納欠損金として不納欠損処分通知書を作成するとともに、徴収簿を整理しなければならない。

※ 市財務規則第40条

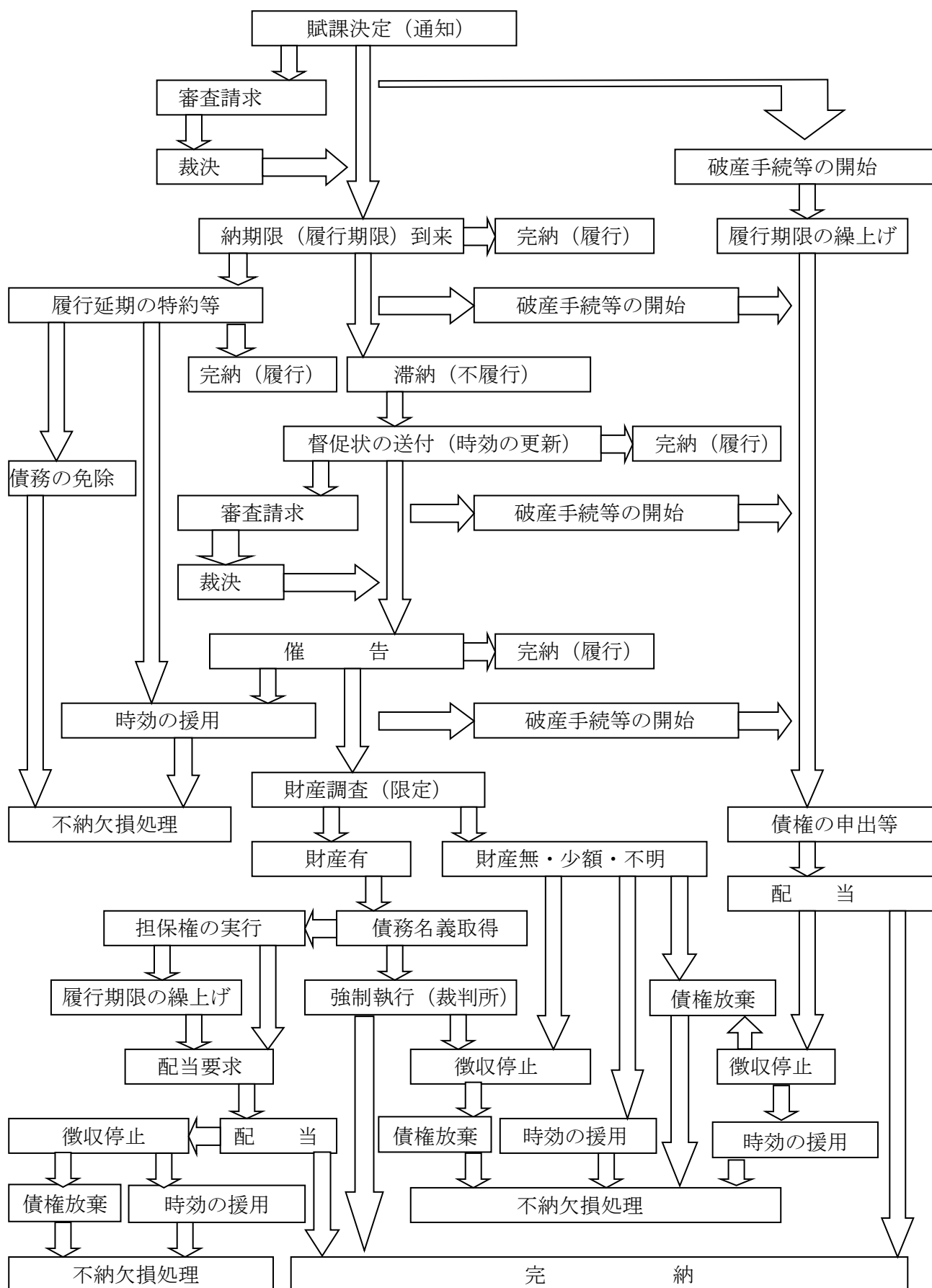
4. 時効の更新及び完成猶予

時効の更新とは、時効期間が振り出しに戻り、新たに時効が進行することをいう。時効の更新の事由には、督促状の送付、債務の承認、強制執行などがある。

また、時効の完成猶予とは、時効の完成が一定期間猶予されることをいう。時効の完成猶予中は時効が完成しないが、時効の進行自体は停止しない。完成猶予の事由には、催告、裁判上の請求、強制執行などがある。

※ 詳細は、P6 強制徴収公債権の「4. 時効の更新及び完成猶予」を確認のこと。

5. 私債権管理フロー



岸和田市債権管理ガイドライン

第1章 総則

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市の債権の管理の適正を期するため、岸和田市財務規則（平成9年規則第11号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、債権の管理に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (4) 強制徴収公債権 市の債権のうち、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの。）及び法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分 of 例により処分することができるものをいう。
- (5) 非強制徴収公債権 法231条の3第1項に規定する歳入に係る市の債権のうち、前号に掲げる債権以外のものをいう。
- (6) 私債権 前2号及び法第240条第4項に規定する債権以外の市の債権であって、私法上の原因に基づいて発生するものをいう。

(徴収簿の作成)

第3条 市長及び公営企業管理者（以下「債権管理者」という。）は、市の債権について、次に定める事項を記載した財務規則第24条の4に規定する徴収簿（電磁的記録（電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を作成しなければならない。

- (1) 債権の名称
- (2) 納入義務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (3) 債権の金額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、債権管理者が必要と認める事項

(徴収実績の把握)

第4条 債権管理者は、市の債権について、徴収実績及び不納欠損額の見込みを把握するように努めなければならない。

(徴収対策連絡会議)

第5条 市の債権の管理に関し重要な事項を検討するため、徴収対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(督促)

第6条 債権管理者は、納入義務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、別に定めがあるもののほか、財務規則第38条の規定により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第7条 債権管理者は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、履行期限の到来前に債権を徴収するため、履行期限を繰り上げるとともに、納入義務者に対し履行期限を繰り上げる旨及びその理由を明らかにした通知をしなければならない。ただし、第12条1項各号のいずれかに該当する場合その他債権管理者が特に必要あると認めるときは、この限りでない。

第2章 強制徴収公債権

(滞納処分等)

第8条 債権管理者は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定により行わなければならない。

第3章 非強制徴収公債権及び私債権

(強制執行等)

第9条 債権管理者は、非強制徴収公債権及び私債権について、第6条の規定による督促をしてもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収公債権及び私債権（次号の措置により債務名義を取得した非強制徴収公債権及び私債権を含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権及び私債権（第1号に該当する非強制徴収公債権及び私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訴事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

2 債権管理者は、第1項第1号の規定により、保証人に対して履行を請求する場合は、保証人及び債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、当該履行の請求すべき理由その他履行の請求に必要な事項を明らかにした納入通知書を作成して保証人に送付しなければならない。

3 債権管理者は、第1項第3号の規定による訴訟手続による履行を請求する場合は、他の法令に定めるもののほか、法第96条第1項第12号の規定による議会の議決を得なければならない。

(債権の申出等)

第10条 債権管理者は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を取らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保障を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 債権管理者は、非強制徴収公債権及び私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、

差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が小額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第 12 条 債権管理者は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、財務規則第 146 条の規定により行わなければならない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約を行うことができる。この場合においては、既に発生した履行の遅延に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(私債権の免除)

第 13 条 債権管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。この場合においては、財務規則第 147 条の規定により行わなければならない。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(消滅時効)

第 14 条 非強制徴収公債権は、消滅時効が完成し当該債権が消滅したときは、財務規則第 40 条の規定により不納欠損処理を行わなければならない。

2 私債権については、前条に掲げるものを除き、債務者からの時効の援用がなければ消滅しないことから、時効期間の満了後においても、当該債権の管理を行わなければならない。

第4章 雑則

第15条 このガイドラインに定めるもののほか、市の債権の管理に関し必要な事項は、連絡会議で別に定める。

附 則

このガイドラインは、通知の日から適用する。

岸和田市徴収対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における市税その他の徴収金（以下「市税等」という。）に係る収納管理体制及び滞納整理体制の強化を図るため、岸和田市徴収対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市税等の徴収対策の強化・充実に関すること。
- (2) 市税等の徴収体制の整備に関すること。
- (3) その他徴収対策に関すること。

(委員等)

第3条 連絡会議の委員は、財務部を所掌する副市長（以下単に「副市長」という。）、財務部長及び副市長が指名する者をもって充てる。

2 連絡会議に本部長及び副本部長を置き、本部長には副市長を、副本部長には財務部長をもって充てる。

(会議の統括)

第4条 本部長は、連絡会議を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 連絡会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、会議の開催を本部長に指示することができる。

3 会議の事務局は財務部納税課に置き、庶務は財務部納税課及び財政課並びに行財政改革課において行う。

(部会)

第6条 連絡会議に次の部会を置く。

- (1) 徴収対策部会
- (2) 制度設計部会

(徴収対策部会)

第7条 徴収対策部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市税等の収納及び滞納整理に関する対策の検討及び実施
- (2) 市税等の滞納情報の共有化及び活用の検討及び実施

2 徴収対策部会の委員は、市税等の徴収金の事務を所掌する課の課長及び財務部長の指名する職員をもって充てる。

3 徴収対策部会に座長を置き、財務部納税課長をもって充てる。

4 徴収対策部会の会議は、本部長の指示により座長が招集する。

5 徴収対策部会の庶務は、財務部納税課において行う。

(制度設計部会)

第8条 制度設計部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市税等の収納管理体制及び滞納整理体制の強化及び効率化を図るための組織機構の検討

(2) 徴収又は収納の事務の委託の導入に関する諸課題の検討

(3) 滞納整理等の実施に関する諸課題の検討

2 制度設計部会の委員は、財務部行財政改革課長及び財務部長の指名する職員をもって充てる。

3 制度設計部会に座長を置き、財務部行財政改革課をもって充てる。

4 制度設計部会の会議は、本部長の指示により座長が招集する。

5 制度設計部会の庶務は、財務部行財政改革課において行う。

(専門会議の設置)

第9条 部会の所掌事項をより詳細に検討するため、座長は、必要に応じて専門会議を設置することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。